

# 興行場営業の 手引き



八戸市保健所衛生課

# 1. 興行場について

## 興行場とは

興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

〔興行場に当たる施設〕

映画館、演劇場、コンサートホール、ライブハウス、運動競技場（スポーツを業として公衆にみせる施設）、競馬場、競輪場、遊園地のパビリオン（船や可動式の椅子、車等に乗って室内に設けられた風景・人形等を観覧するもの）、お化け屋敷 等

〔興行場に当たらない施設〕

動物園、水族館、博物館、科学館、美術館、展覧会、ジェットコースター 等

## 興行場営業の許可

業として興行場を経営しようとする者は、興行場法に基づき、市保健所の許可を受けなければなりません。ここで、「業として興行場を経営する」とは、月5日間以上興行を行うことをいいます。上記に該当する場合、イベントなどでの仮設施設であっても、許可が必要です。

興行場法に基づく営業許可は、興行行為そのものについての規制ではなく、多数の人が集まる興行場という場所について、衛生的環境を確保するための規制をするものです。

〔コラム〕 飲食店での生演奏は興行場の許可が必要？

興行行為が「営業の主目的」、「本来の用途」であれば「興行場」に該当し、興行行為が「客寄せの手段」、「本来の業務に付随するサービス程度」、「興を添えるためのもの」であれば「興行場」に該当しません。

「興行場」に該当するか否かは、頻度、規模、観客の範囲、営業形態などから総合的に判断します。



## II. 営業許可の申請

①事前相談 → ②申請（書類の提出） → ③現地調査 → ④許可指令書の交付

### ① 事前相談

申請場所、構造設備について図面等を持参の上ご相談ください。  
また、保健所以外に申請等が必要な場合もありますので関係機関にご確認ください。

表 1. 主な関係機関

用務	担当部局	電話番号
建物の建築・用途	建築指導課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9438
消防設備等	消防本部予防課	0178-44-2133
下水道区域	下水道建設課（下水道事務所）	0178-44-8253
浄化槽の設置	環境保全課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9107
風営法等	八戸警察署生活安全課	0178-43-4141
食事の提供	八戸市保健所 衛生課 食品衛生グループ	0178-38-0720

### ② 申請手続き（営業開始日の2週間前を目安に）

届出書	興行場営業許可申請書及び構造設備の概要（別紙）	
手数料	常設	19,000 円 ※窓口での現金払い
	仮設	8,600 円 ※窓口での現金払い
添付資料	・施設の平面図及び断面図（縮尺を明示したもの） ・申請地付近 100メートル以内の見取図 ・申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し	



申請書様式はここから  
ダウンロードできます。



### ③ 現地調査(施設完成後)

興行場営業の許可を受けるには、構造基準を満たさなければなりません。  
施設が構造基準を満たしているか確認するため、職員が現地調査を行います。

表2. 構造基準

		興行場	屋外の興行場	体育館、公民館等の興行場 ※1	仮設の興行場 ※2
1	履物の泥除去用マット	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆
2	客席部の機械換気設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※3	☆	☆
3	階上客席部の前端のゴミ 落下防止構造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	照明設備	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆
5	便所	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆
	① 男女の区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 利便の良い場所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 不浸透性の床面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 床面から1 釐まで 不浸透性の内壁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 適当な数の便器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 不浸透性の便器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 流水式手洗設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 機械換気設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	くず入れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	清掃用具保管設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	窓の金網等の防虫設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	☆	☆
9	換気孔、排水口の防鼠設備	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆

☆印 入場者の利用の形態等を勘案し、公衆衛生上支障がないと認められるものについて、これらの基準を適用せず、もしくは緩和することができる

※1 『体育館、公民館等の興行場』とは、本来興業を行うことを目的としない体育館、公民館、集会場等であって、臨時的に興業が行われる施設をいう。

※2 『仮設の興行場』とは、一定の期間に限って興業を行う施設をいう。

※3 客席部が屋外にある場合を除く。

### Ⅲ. 届出手続きについて

#### ①変更届

届出が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称を変更したとき</li> <li>・営業者の住所を変更したとき</li> <li>・営業者（法人）の名称、所在地、代表者などを変更したとき</li> <li>・施設の構造設備を変更したとき</li> </ul>
届出書	興行場営業許可申請書記載事項変更届出書
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	変更した内容がわかる書類 (施設構造設備変更の場合：変更後の施設図面)

※同一性が認められないような大幅な変更がある場合には、新規の許可が必要になる場合があります。  
※施設の構造設備、営業者に変更がある場合は事前に保健所にご相談ください。

#### ②停止、再開、廃止届

届出が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業の全部（または一部）を停止（または廃止）したとき</li> <li>・営業を再開したとき</li> </ul>
届出書	興行場営業停止（再開・廃止）届出書
提出期限	停止、再開、廃止後 10 日以内

#### ③承継届

届出が必要なとき	①事業譲渡、②相続、③法人の合併、④法人の分割のいずれかにより興行場の営業を承継したとき
届出書	興行場営業承継届出書
提出期限	承継後遅滞なく
添付書類	<p>① 事業譲渡の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類（事業譲渡契約書の写しなど）</p> <p>② 相続の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係がわかるもの）</li> <li>・相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書</li> </ul>

#### 【提出先】

八戸市保健所衛生課 生活衛生グループ  
〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号  
メール：eisei@city.hachinohe.aomori.jp

※変更届、廃止届、承継届は、メール又は郵送でも受け付けしています。

各様式等はこちらから  
ダウンロードできます



#### 【添付書類の留意事項】

- ・戸籍謄本は、発行後6か月以内のものを添付してください。
- ・法人の登記事項証明書は、国のシステムから取得するため、添付不要です。

## ○衛生措置基準の遵守

施設内の衛生的な環境を保つために、衛生措置の基準を遵守して維持管理してください。

表3. 衛生措置の基準

	基準の一部緩和又は適用除外			
	興行場	屋外の興行場	体育館、公民館等の興行場	仮設の興行場
客席部は、営業中、常に快適な温度及び湿度を保つこと。	□	□	☆	☆
入場者が利用する座布団等は、常に清潔にしておくこと。	□	□	□	□
場内は、営業中、常に適当な照度を保つこと。	□	☆	☆	☆
場内は、営業中、機械換気設備の機能を発揮させること等により、適切な換気を行うこと。	□	□	☆	☆
照明、換気等の衛生に係る設備は、保守点検を行い、常に整備しておくこと。	□	□	□	□
便所はその所在が入場者に明らかとなるような表示を行うとともに、適切な方法により消毒すること。	□	☆	☆	☆
適切な方法により、清掃を行い、並びに蚊、はえ等及びねずみの駆除を行い、常に清潔にしておくこと。	□	□	□	□

☆印 入場者の利用の形態等を勘案し、公衆衛生上支障がないと認められるものについて、これらの基準を適用せず、もしくは緩和することができる



【問合せ先】 〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号  
 八戸市 こども健康部 保健所 衛生課 生活衛生グループ  
 電話：0178-38-0719（直通） F A X：0178-38-0737  
 E-mail：eisei@city.hachinohe.aomori.jp

〔第2版 令和8年4月発行〕